

株式交換にかかる事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2023年4月12日

アシードホールディングス株式会社

静岡ローストシステム株式会社

2023 年 4 月 12 日

簡易株式交換にかかる事後開示書面

(株式交換完全親会社)

広島県福山市船町 7 番 23 号
アシードホールディングス株式会社
代表取締役社長 河本 大輔

(株式交換完全子会社)

静岡県牧之原市大寄 542 番地 1
静岡ローストシステム株式会社
代表取締役社長 浅井 哲也

アシードホールディングス株式会社（以下「アシード HD」という）及び静岡ローストシステム株式会社（以下「静岡ローストシステム」という）は 2023 年 3 月 22 日付で締結した株式交換契約に基づき、2023 年 4 月 12 日を効力発生日としてアシード HD を株式交換完全親会社とし、静岡ローストシステムを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を実施しました。

本株式交換に関して会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は、下記のとおりです。本株式交換は、アシード HD においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日

2023 年 4 月 12 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2 及び第 789 条の規定による手続きの経過
(会社法施行規則第 190 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過
会社法第 784 条の 2 の規定に従って、差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 789 条（債権者異議）の手続きの経過
該当事項はありませんでした。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過
(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過
本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続きの経過

アシード HD は会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2023 年 3 月 22 日付で、アシード HD の株主に対し、株式交換をする旨の広告を行いました。

なお、本株式交換は会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

（3）会社法第 799 条（債権者異議）手続きの経過

該当事項はありませんでした。

4. 株式交換により、株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

43 株

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- （1）アシード HD は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知したアシード HD の株主はおりませんでした。

また静岡ローストシステムは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 3 月 22 日開催の臨時株主総会において、本株式交換の承認を得ております。

- （2）アシード HD は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前（2023 年 4 月 1 日付）の静岡ローストシステムの株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する静岡ローストシステムの株式 1 株に対してアシード HD の株式 11,515 株の割合をもってアシード HD の自己株式を割当交付いたしました。アシード HD が割当交付した株式の総数は 495,145 株です。

- （3）本株式交換に伴う、アシード HD の資本金及び準備金の額の変更はございません。

以 上